

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成25年 5 月10日

【会社名】 中部日本放送株式会社

【英訳名】 CHUBU-NIPPON BROADCASTING CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 石 幼 一

【本店の所在の場所】 名古屋市中区新栄一丁目 2 番 8 号

【電話番号】 052-241-8111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営戦略センター長 水 野 弘 之

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区新栄一丁目 2 番 8 号

【電話番号】 052-241-8111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営戦略センター長 水 野 弘 之

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成26年4月1日（予定）を効力発生日として、当社のグループ経営管理事業及び不動産賃貸事業を除く一切の事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務の一部を当社の完全子会社であるC B Cテレビ分割準備株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）に吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により承継させる吸収分割契約を締結し、所定の許認可が得られることを条件として認定放送持株会社に移行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	C B Cテレビ分割準備株式会社
本店の所在地	名古屋市中区新栄一丁目2番8号
代表者の氏名	大石 幼一
資本金の額	10百万円
純資産の額（平成25年5月10日現在）	10百万円
総資産の額（平成25年5月10日現在）	10百万円
事業の内容	テレビの放送、番組制作販売、音楽・スポーツ等のイベント等

（注）分割準備会社は、平成26年4月1日（予定）に本吸収分割の効力が生ずることを条件として、その商号を「株式会社C B Cテレビ」に変更する予定です。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

分割準備会社は、平成25年5月10日に設立されており、本臨時報告書提出日までに終了した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
中部日本放送株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は分割準備会社の発行済株式を100%保有しております。
人的関係	当社の取締役1名が分割準備会社の取締役を兼務しております。
取引関係	事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

放送事業を中核とする当社グループは、地域の情報インフラとして信頼性の高い放送活動を通じ、民主主義の理想の実現と国民経済の発展に寄与してきました。

しかし、ライフスタイルの多様化、またインターネット社会の発達によりテレビは絶対的強者から相対的強者となり、ラジオは広告媒体としての価値を過小評価されています。

こうした状況の中で、環境の変化に対応しながら厳しい競争に打ち勝ち、将来にわたって地域の情報インフラとしての機能を維持強化していくためには、「信頼」のメディアとして放送の媒体価値を再構築するだけでなく、C B Cグループ全体が企業としての競争力を高め、業容を拡大していくことが必要です。

当社は、企業としての安定性と将来の発展を確保するために、現状のグループ体制を分析し、今後の変化に的確に対応できる効果的で効率的な体制のあり様を検討してきました。

その結果、C B Cグループ全体の業容最適化と収益力強化を図るため、グループ各社の「自立と協調」を実現する経営組織の整備が必要との判断に至りました。

その手段として、まず平成25年4月1日をもって当社のラジオ事業を株式会社C B Cラジオへ承継させました。効率的な組織運営、独自の権限と責任で迅速な意思決定を図ることができる組織とすることで、ラジオ事業の健全化とメディアとしての更なる価値向上を企図しています。

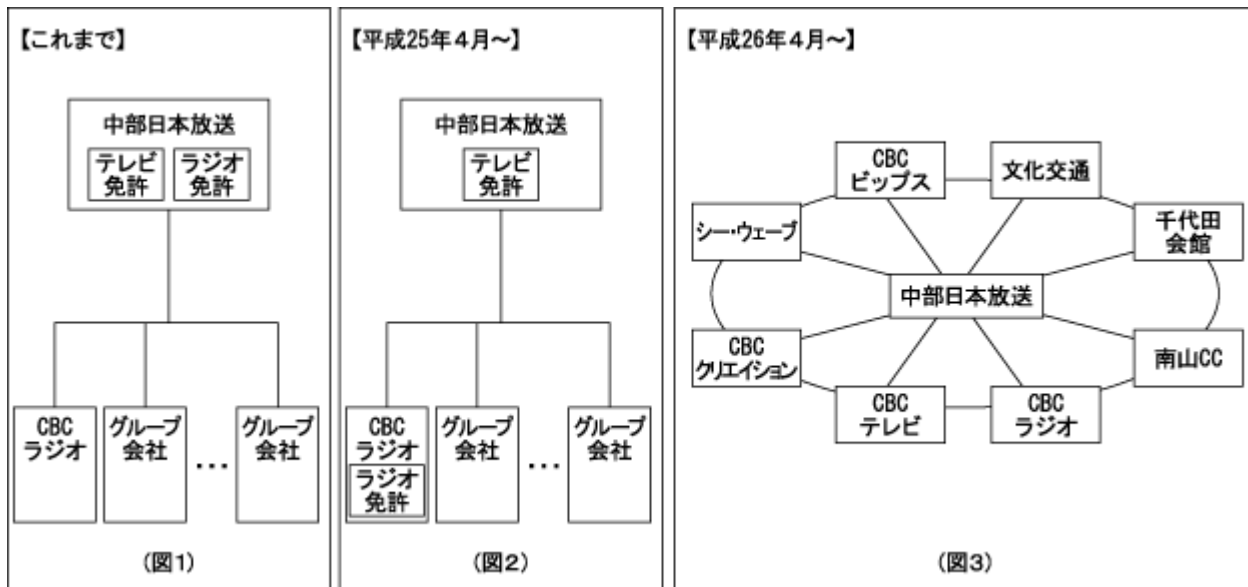
さらに、グループの企業力をより強固にすべく、グループ各社の役割分担や責任・権限の範囲を明確にし、「自立性」を強化する経営形態への転換をすすめます。「自立して個で強く、協調したらなお強い」企業集団に向けて進化を遂げたいと考えます。

そのための究極の組織が、象徴となる会社を中心としてラジオ、テレビを含めた各グループ企業が同一円周上に並ぶ組織体です。(図3参照)これが地方のラジオ・テレビ兼営局の新しいあり方であり、現在のカチは過渡期と言えます。(図2参照)

なお、放送事業者に持株会社制度の利用を認めた認定放送持株会社体制は、当社の考える経営組織と同じ仕組みであるため、この制度を使って新しいグループ体制を構築し、企業価値の最大化を目指していきたいと考えています。

認定放送持株会社体制への移行にあたっては、放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を条件とし、会社法第757条に基づき、当社を分割会社とし、本件事業に関する権利義務を本分割準備会社に承継させる吸収分割を行います。

なお、本分割準備会社は、平成26年4月1日(予定)に本吸収分割の効力が生ずることを条件として、その商号を「株式会社C B Cテレビ」に変更する予定です。また、当社の商号は、認定放送持株会社移行後も「中部日本放送株式会社」のままであり、変更はありません。



(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である分割準備会社を承継会社とする吸収分割です。

吸収分割の日程

本吸収分割契約締結承認取締役会（当社） 平成25年5月10日（金）

本吸収分割契約締結（当社及び分割準備会社） 平成25年5月10日（金）

本吸収分割契約承認株主総会（当社及び分割準備会社） 平成25年6月27日（木）（予定）

本吸収分割の効力発生日 平成26年4月1日（火）（予定）

（注）当社の無線局免許に係る免許人の地位については、分割準備会社に承継することを予定しています。従って、本吸収分割は、（ ）当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含みます。）、（ ）分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（当社の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含みます。）又は（ ）本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られない場合には、その効力を失います。

吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際し、分割準備会社は普通株式9,900株を発行し、その全てを当社に対して割当て交付します。

その他の吸収分割契約の内容

当社と分割準備会社が平成25年5月10日に締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

中部日本放送株式会社（以下「甲」という）及びC B Cテレビ分割準備株式会社（以下「乙」という）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、平成25年5月10日（以下「本契約締結日」という）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲のグループ経営管理事業及び不動産賃貸事業を除く一切の事業（以下「承継対象事業」という）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：中部日本放送株式会社

住所：名古屋市中区新栄一丁目2番8号

（乙）吸収分割承継会社

商号：C B Cテレビ分割準備株式会社（但し、平成26年4月1日付けで「株式会社C B Cテレビ」に商号変更予定）

住所：名古屋市中区新栄一丁目2番8号

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可ないし承諾等を要するものについては、当該許認可ないし承諾等を条件として、当該権利義務を本吸収分割に際して承継させるものとする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的にこれを引き受ける。但し、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。
3. 承継対象権利義務のうち、資産及び債務については、平成25年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙「承継権利義務明細表」に、第6条に定める本効力発生日の前日までの増減を加除して確定する。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式9,900株を発行し、その全てを甲に対して割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。なお、本吸収分割前の乙の資本金及び準備金の額は、資本金10,000,000円、資本準備金0円及び利益準備金0円である。

- | | |
|------------|-------------|
| （1）資本金の額 | 90,000,000円 |
| （2）資本準備金の額 | 25,000,000円 |
| （3）利益準備金の額 | 0円 |

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という）は、平成26年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議・合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認株主総会）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき、株主総会決議による承認を求める。但し、手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき、株主総会決議による承認を求める。但し、手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日後においても、承継対象事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合（次条に定める条件のいずれかを充足することが事実となった場合を含む）には、甲及び乙は、協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲又は乙において、本効力発生日の前日までに第7条に定める本契約の承認その他の本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の承認が得られない場合、又は、本効力発生日までに、(i)甲が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含む）、(ii)乙が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（甲の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含む）若しくは(iii)本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙間で協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月10日

甲： 名古屋市中区新栄一丁目2番8号
中部日本放送株式会社
代表取締役社長 大石 幼一

乙： 名古屋市中区新栄一丁目2番8号
CBCテレビ分割準備株式会社
代表取締役社長 大石 幼一

(別紙)

承継権利義務明細表

1. 承継の対象となる資産

承継対象事業に係る一切の資産。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 現金及び預金(但し、甲の現金及び預金の総額から90億円相当を控除した金額とする)
- (2) 有価証券
- (3) 信託受益権
- (4) 土地、建物及び建物付属設備
- (5) 投資有価証券、関係会社株式、破産更生債権
- (6) 甲が保有する株式に係る本効力発生日の前日までに基準日が到来する剰余金配当請求権
- (7) 前各号に掲げるほか、甲のグループ経営管理事業及び不動産賃貸事業に係る貯蔵品、前払費用、未収入金、その他の流動資産、並びに、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産、差入保証金、その他の固定資産

2. 承継の対象となる債務

承継対象事業に係る一切の債務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 借入金
- (2) 未払配当金債務
- (3) 租税債務
- (4) 前受収益
- (5) 前各号に掲げるほか、甲のグループ経営管理事業及び不動産賃貸事業に係る未払金、未払費用、預り金、預り保証金、その他の流動負債及び固定負債

3. 承継の対象となる契約及び権利義務

本吸収分割の効力が生ずる直前において甲が締結している一切の雇用契約、労働協約(但し、労働組合法第16条に定める基準に関する事項を除く)並びに承継対象事業に係る一切の契約及び権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 甲が発行する有価証券の株式会社名古屋証券取引所への上場に関連して締結した上場契約及び上場により生ずる業務に関連して締結した契約(これに附帯又は関連する契約を含む)
- (2) 監査及び会計システムに係る契約(これに附帯又は関連する契約を含む)
- (3) 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約(これに附帯又は関連する契約を含む)
- (4) 弁護士、税理士その他アドバイザーとのアドバイザリー契約(これに附帯又は関連する契約を含む)
- (5) 金融機関との間で締結した甲の取引に関する契約(これに附帯又は関連する契約を含む)
- (6) 甲の役員を対象とする会社役員賠償責任保険その他保険に関する契約(これに附帯又は関連する契約を含む)
- (7) 医療関係業務に関する業務委託契約
- (8) 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

4. 承継するその他の権利義務

- (1) 承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

(2) 承継対象事業に属する著作権。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

分割準備会社が当社に交付する普通株式の数につきましては、分割準備会社が当社の完全子会社であり、本吸収分割により発行される全ての株式が当社に交付されることから、両社協議のうえ決定いたしました。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社CBCテレビ
本店の所在地	名古屋市中区新栄一丁目2番8号
代表者の氏名	未定
資本金の額	100百万円
純資産の額	17,538百万円
総資産の額	21,829百万円
事業の内容	テレビの放送、番組制作販売、音楽・スポーツ等のイベント等

(注) 上記純資産の額および総資産の額は、平成25年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際の金額は、上記金額とは異なる可能性があります。

以上